



埼玉県発行

目次

規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則 (改革推進課) 一
- 平成二十年十一月分抽せん償還の結果 (財政課) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興) 二
- 埼玉県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器等の賃貸借等に関する落札者等の公示 (市町村課) 二
- 保安林の指定の解除 (森づくり課) 二
- 高坂土地改良区の定款変更認可 (農村整備課) 二

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 二

○ (飯能県土) 三

○ (行田県土) 三

○公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示 (選管委) 三

○埼玉県選挙管理委員会委員長等を名あて人とする埼玉県選挙管理委員会規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程 () 四

正誤

○埼玉県計量検定所長告示第三号中訂正 (計量検定所) 四

埼玉県規則第八十二号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条職務課の項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方人特別税の賦課徴収に関すること。

第七条総務事務センターの項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の扶養手当の認定等並びに職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認、決定等に関すること。

第十一条生産振興課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「都道府県税」を「地方税」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方人特別税の賦課徴収に関すること。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条生産振興課の項の改正規定及び第十八条第一項の改正規定(同項第三号中「都道府県税」を「地方税」に改める部分に限る。) 公布の日

二 第七条職務課の項の改正規定及び第十八条第一項の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 平成二十年十月一日

三 第七条総務事務センターの項の改正規定 平成二十一年一月一日

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

告示

埼玉県告示第千二百六十五号

埼玉県公債を抽せんの結果、次のとおり償還する。

平成二十年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 銘柄、償還期日、償還額及び番号

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
10/リ	20.11.28	135,000				2151~2195 3726~3770 3996~4040
10/ヌ	20.11.28	21,600			9・10 39・40 67・68	29~35 134~140 232~238

二 支払場所

指定の支払場所

埼玉県告示第千二百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamakenpo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人妻沼あゆむ会

三 代表者の氏名

松村 愛子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市妻沼一・二八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちが、それぞれの能力に応じて助け合いながら、共に暮らすことで社会性や協調性を身につけ、地域で豊かな生活が出来るよう支援します。又障害のある無しに関わらず、人それぞれの違いを認め、住みやすい社会を作るために貢献します。

埼玉県告示第千二百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を選定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 購入等件名及び数量
埼玉県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器等の貸借等一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県企画財政部市町村課住民基本台帳ネットワークシステム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 落札者を選定した日
平成20年7月29日
- 落札者の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
- 落札金額
194,449,500円
- 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 入札の公告を行った日
平成20年5月27日

九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 解除に係る保安林の所在場所
所沢市大字新郷百九十七の一
- 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 解除の理由
指定理由の消滅

埼玉県告示第千二百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年九月十六日認可した。

平成二十年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 名称
高坂土地改良区
- 事務所の所在地
東松山市

埼玉県告示第千二百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月二十四日

埼玉県告示第千二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第百二十四号)

一 許可番号
埼玉県知事 上田 清司

平成二十年七月十一日
指令東整第二〇〇〇七一号
二 検査済証番号
平成二十年九月十七日第四十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都二二五―四、一二五―六、一二五―一九、一二五―二二、一二五―二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川越市大字南大塚五二四
有限会社 西武ハウジング
代表取締役 大木 直樹

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月二十四日
埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

一 許可番号
平成二十年三月二十六日
指令飯整第一九〇〇五二〇号
二 検査済証番号

平成二〇年九月十七日
飯整第二〇〇〇一五号
三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字柳橋一五六番九の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字長瀬一五六番地
野口 貴史

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月二十四日
埼玉県行田県土整備事務所長
南沢 郁一郎

一 許可番号
平成二十年九月八日
指令行整第一五〇二八六一号
二 検査済証番号

平成二十年九月十六日第十九号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字鴻荃字三俣二八一九―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市中央区下落合四一―一〇―一二
株式会社インヴァイト
代表取締役 野口雅史

埼玉県選管告示第四百四号
公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示
公職選挙法及び同法施行令等執行規程(平成七年埼玉県選管告示第十五号)の一部を次のように改正する。

別記第二十四号様式その五を次のように改める。

その五

平成 年 月 日執行 衆議院比例代表選出議員選挙
衆議院名簿届出政党等名称等掲示
何市(区町村) 選挙管理委員会

衆議院名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		

備考

一 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙において、投票所内のその他適当な箇所に掲示する場合の様式である。

二 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。

三 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿登載者の氏名」については縦書きとしてふりがなを付し、「当選人となるべき順位」については横書きとすること。なお、使用する文字の大きさは、全ての衆議院名簿届出政党等について同一とすること。また、名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましいこと。

四 各衆議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、全て同一とすること。

五 略称のない衆議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県選管告示第百五号

埼玉県選挙管理委員会委員長等を名あて人とする埼玉県選挙管理委員会規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

平成二十年九月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選挙管理委員会委員長等を名あて人とする埼玉県選挙管理委員会規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程

埼玉県選挙管理委員会委員長、埼玉県知事、市区町村選挙管理委員会委員長、開票管理者及び選挙長を名あて人とする埼玉県選挙管理委員会規程の様式の適用に当たっては、当分の間、これらの規定中当該名あて人に「**憲**」が付されている場合にあつては、これが付されておらず、かつ、当該名あて人の上に「**(敬称)**」と記載されているものとみなす。ただし、これによるものが適当でないと埼玉県選挙

管理委員会が認めたものについては、この限りでない。

附則

この規程は、平成二十年十月一日から施行する。

正 誤

埼玉県計量検定所長告示第三号(平成二十年七月十一日)中訂正

ページ 十一 表中 誤

西秩父総合セン

タ-

正

小鹿野町役場小

鹿野庁舎

ページ

十一 表中 誤

西秩父総合セン

タ-

正 小鹿野町役場小

鹿野庁舎

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八八二四二二二(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三一一一〇 四八八六二二九〇二(代表)